

船橋ボートパークにおけるプレジャーボート運航管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋ボートパーク指定管理者（以下「指定管理者」という。）から使用許可を受けた艇（以下「艇」という。）の運航に関し、施設利用者（以下「利用者」という。）が遵守しなければならない事項等について定め、もって秩序ある安全な運航を図ることを目的とする。

(関係法令等の遵守)

第2条 利用者は、港則法、海上衝突予防法、海上交通安全法その他関係法令及び条例等を遵守するほか、この要綱の定めを守らなければならない。

<参考> 航法についての港則法の規定例

- 船舶は、港内及び港の境界付近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。（港則法第16条1項）
- 帆船は、港内では帆を減じ又は引船を用いて航行しなければならない。（港則法第16条2項）
- 雑種船は、港内においては、雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。（港則法第18条1項）

(艇の標識)

第3条 利用者は、船橋ボートパーク（以下「ボートパーク」という。）の所属艇であることを明らかにするため、指定管理者から交付された使用許可済章を艇の見やすい箇所へ掲示または貼付しなければならない。

(出港停止基準)

第4条 艇の運航に関し、指揮・監督する者（以下「艇長」という。）は、指定管理者が、次の各号のいずれかにより、出港停止の措置を講じた場合は、これに従わなければならない。

(1) 気象・海象が以下の条件となって、危険が予想される場合。

- イ. 風速 10 m/秒以上
- ロ. 波高 1.0 m 以上
- ハ. 視程 1,000 m以下

(2) 官公署の要請による場合。

(3) 艇の整備不良、安全備品の不備・損傷、無免許等が認められる場合。

(4) 前各号のほか、指定管理者が人命尊重及び事故防止を主旨として、出港停止の措置を講じた場合。

2 指定管理者は、前項第3号に係る艇の安全を確認するため、適宜巡回して艇の外観点検を行い、不具合部分を是正させることができる。

(指定管理者の指示)

第5条 艇長は、指定管理者が艇の安全を確保するため、この要綱に従って適切な指示・指導を行った場合は、これに従わなければならない。

(出港)

第6条 指定管理者は、使用許可を受けた利用者又は利用者名簿に記載されている者以外の者のみで出港することは、原則として認めない。

2 出入港に当たり、艇長は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 気象・海象の情報を把握して、出港の可否を決定すること。
- (2) 漁船及び作業船の出入港が集中する時間帯の出入港を避けること。
- (3) 航海が2日以上にわたる場合は、あらかじめ指定管理者に航海計画を示し、その旨を連絡すること。
- (4) 艇の出入港は、原則として日の出から日没までとする。
- (5) 救命具、消火器、発煙筒等救難用備品及び航海に必要な書類（海技免状、船舶検査証書、船舶検査手帳等）を点検のうえ、搭載状況を確認し、エンジンの調子、船体異常の有無、燃料等の確認を励行すること。
- (6) 犯罪防止のため、身元不確実な者を乗船させないこと。
- (7) 艇の最大搭載人員を超えて乗船させないこと。
- (8) 乗船中は、救命胴衣を着用すること。

(出入水路)

第7条 ボートパーク水域から船橋 No.9 ブイ付近までの海域（以下「出入水路」という。）では、出入水路内の航行及びボートパーク水域への出入りにあたって、艇長は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) ボートパーク水域から出入水路に出入する場合は、他の艇及び船舶に注意すること。
- (2) ボートパーク水域からの出入りで、艇が相互に出会うおそれがあるときは、出港優先とすること。
- (3) 出入水路では、右側端を航行すること。ただし、海難を避けようとする場合、その他やむを得ない事由のある場合はこの限りではない。
- (4) 出入水路内では、みだりに停船又は追い越しをせず、常に徐行し、引き波を立てない程度の速力で航行すること。
- (5) 出入水路は、両側にある多数の荷役岸壁に入出港する貨物船等の通行路になっており、また離着岸操船を行う水域ともなっているので、これらの船舶と出会ったときは進路を譲り、距離を十分とって接近しないこと。
- (6) 出入水路内及びその周辺水域では、回遊をしないこと。
特に航行禁止区域図に示した国際水域施設の制限区域内は立入が法律で禁止さ

れており、絶対進入しないこと。

- (7) その他、パイロットボート、タグボートから要請がある場合は、それに従うこと。

(航行)

第8条 艇長は安全航行を旨とし、特に次の各号に留意しなければならない。

- (1) 航行中は、気象情報を入手するなど、気象及び海象の状況に十分注意すること。
- (2) 右側航行、右側優先の原則を励行すること。
- (3) 貨物船等の航行時には、停船・徐行又は進路を避ける等して、絶対に接近しないようにし、大型船優先を励行すること。
- (4) 港内においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行し、他の船舶の進路を避けること。
- (5) 船橋 No.9 ブイ以南の船橋水路では、西側に漁場区域及び浅い水域が隣接しているので、その区間では水路の西側に出ないように注意すること。
- (6) 浦賀水道航路及び中ノ瀬航路付近を航行する場合は、航路内の航行を避け、かつ、船舶交通の流れを阻害しないようにすること。
- (7) 常に見張りを励行し、自艇の位置の確認を怠らないこと。

(他者への迷惑防止等)

第9条 他者への迷惑防止、事故防止及び海洋汚染防止等のため、利用者は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 漁場への乗り入れをしないこと。
- (2) 操業中の漁船及び漁網等に接近せず、その操業を妨げる行動をしないこと。
- (3) 海水浴場への乗り入れをしないこと。また、海水浴場付近を航行するときは、海岸線から200メートル以上離れること。
- (4) 工事又は作業水域への乗り入れをしないこと。また、作業船のアンカーロープへの接触事故に注意すること。
- (5) 貨物船等の航行を妨げないこと。
- (6) 緊急時を除き、港湾、沿岸施設等への接近及び上陸をしないこと。
- (7) 水路及びその周辺においては、投錨、漁労、水上スキー、サーフィン及び遊泳等をしないこと。
- (8) 酒気帯びの状態、艇を操縦しないこと。
- (9) 港内では、必ず免許保持者が自身で操縦すること。また、他者への迷惑防止を考慮した操縦を心がけること。
- (10) 高速力による航行又は無謀な操縦をしないこと。
- (11) 廃油、ゴミ等を海上へ投棄しないこと。
- (12) ボートパーク水域及び出入水路内でホールディングタンク付き以外の船内トイレ

は使用しないこと。

(13) 出入港のためボートパーク付近水域を航行する間は、同じ船だまりに係留している漁船その他の船舶の迷惑にならないよう、必ず徐行すること。

(14) その他、航行マナーには十分注意すること。

(緊急時の措置)

第 10 条 艇長は、航行中に人を死傷させ又は物を損壊したときは、人命の救助に必要な措置をとるとともに、速やかに遭難信号等により付近を航行中の船舶に知らせ、指定管理者から配布された「緊急時連絡系統図」に基づき、速やかに海上保安庁（電話 118 番）及び指定管理者に通報し、入港後に事故報告書（「利用者のしおり」様式 6）を指定管理者に提出しなければならない。

2 艇長は、航行中事故艇及び人身事故等を発見し又は救助を求められた場合は、できる限り応急の救助等の措置を講ずるとともに、必要に応じて付近を航行中の船舶及び関係機関に連絡しなければならない。

(救助活動等)

第 11 条 指定管理者は、艇長から通報を受けた場合又は海難事故が危惧される場合は、直ちに千葉海上保安部に通報するほか、必要な救助にかかわる措置等を行う。

2 救助活動等にかかる全ての費用は、利用者が負担するものとする。

(事故処理対策)

第 12 条 事故の処理については、当事者間で解決を図るものとする。

(その他必要事項)

第 13 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、指定管理者が別に定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

改正

平成 27 年 8 月 21 日